

国民健康保険料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市国民健康保険条例（昭和34年条例第25号。以下「条例」という。）第28条に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者等)

第2条 条例第28条第1項の各号に規定する者について、保険料の減免の必要があると認める事由、対象者及びその他の基準は、別表のとおりとする。

(平均月額実収入額等)

第3条 前条に規定する者の平均月額実収入額、減免基準所得金額及び生活費認定基準額並びに資産額は、当該世帯の生活実態を聴取し、その裏付けとなる証明書類、帳簿等の提出、実態調査等によって適切な把握を行い、次の各号により算定する。なお、減免事由が生じた被保険者だけでなく、世帯に属する全員（国民健康保険非加入者を含む。）の収入又は所得並びに資産を調査の対象とする。ただし、条例第28条第1項第2号に規定する者についてはこの限りでない。

(1) 平均月額実収入額の算定

減免申請時に提出された証明書類等により、減免事由が発生した月から当該年度末までの収入金額を推計したうえで12か月換算し、これを12で除したものを平均月額実収入額とする。

(2) 減免基準所得金額の算定

前号で12か月換算した収入金額について、次のアからエの収入の種類に応じてそれぞれの所得を算定し、これを合算したものを減免基準所得金額とする。

ア 給与等による収入

給与、賞与、雇用保険等の収入については、給与所得控除額に相当する額を控除し、所得金額とする。また、退職に伴う手当金は、退職所得控除額に相当する額を控除し、所得金額とする。

イ 各種年金による収入

各種年金による収入については、公的年金等控除額に相当する額を控除し、所得金額とする。なお、遺族年金及び障害年金のような非課税所得であっても、減免判定においては収入として認定する。

ウ 事業等による収入

不動産所得、事業所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、利子所得、配当所得及び公的年金以外の雑所得による収入については、その必要経費相当額を控除し、所得金額とする。

エ その他の収入

仕送り等のその他の収入については、その収入金額を所得金額とする。

(3) 生活費認定基準額の算定

生活費認定基準額は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の基準のうち第1類、第2類（冬季加算を除く）、教育扶助、住宅扶助（敷金等4か月分を除く）を準用したものとする。ただし、市長が認める場合にはこの限りでない。

(4) 資産額の算定

資産額は時価により算定し、有価証券等は減免申請時点の相場、住宅等は固定資産評価証明書等により評価を行うものとする。

2 前項の第1号から第4号において算定したそれぞれの金額及び前年の世帯合計所得金額等との比較により、申請のあった減免事由に適合する減免割合を求めるものとする。

（退職に伴う著しい所得の減少による減免の取扱い）

第3条の2 退職に伴い著しく所得の減少があった者については、自己都合による退職は原則として減免の対象としない。ただし、次のいずれかの場合に該当し、保険料の納付が困難と認められる場合は減免対象とするものとする。

(1) 家族の病気介護等、家庭の事情で退職せざるを得なかった場合。

(2) 本人の病気等により退職せざるを得なかった場合。

(3) 勤務先から不利な条件を提示され退職せざるを得なかった場合。

(4) 前3号の他、やむを得ない事情により退職せざるを得なかったと市長が認める場合。

（保険料の減免月）

第4条 条例第28条第1項第3号並びに第4号の規定による減免のうち世帯の収入の著しい減少及び借財の返済に係る保険料の減免は、減免の申請をした日以降に到来する納期に係る当該年度分の保険料について行うものとする。

ただし、減免の申請を第1期の納期内にした者については、減免の事実が発生した月（4月より前に減免の事実が発生した場合は、4月。）を減免対象月の始めとみなす。

（適用の調整）

第5条 対象世帯が条例第28条第1項の減免理由に複数該当する場合は、最も減免額が大きい減免理由を適用するものとする。ただし、次に掲げるものは重複して適用できるものとする。

(1) 条例第28条第1項第2号とそれ以外の各号による減免

(2) 条例第28条第1項第4号のうち給付制限によるものとそれ以外の各号による減免

2 対象世帯が条例第28条第1項に基づく保険料の減免（以下「条例に基づく減免」という。）とともに条例第20条の2第1項において読み替えて適用される条例第20条の規定非自発的失業者に係る保険料減額制度に該当する場合は、非自発的失業者に係る減額制度を適用する。条例に基づく減免の方が減免額が大きいときには、条例に基づく減免と非自発的失業者に係る減額制度の差額分について、条例に基づく減免を行うものとする。

3 対象世帯が条例に基づく減免とともに条例第20条第1項各号の規定が適用される保険料応益割の法定軽減制度に該当する場合は、法定軽減制度を適用する。条例に基づく減免の方が減免額が大きいときには、条例に基づく減免と法定軽減制度に係る減額制度の差額分について、条例に基づく減免を行うものとする。

(減免申請の取扱い)

第6条 浜松市国民健康保険条例施行規則（昭和34年浜松市規則第22号。以下「規則」という。）第5条第15号に規定する国民健康保険料減免申請書（第13号様式）には、減免を受けようとする理由を証明するため、罹災証明、盗難事故証明、借入証明書等又は、矯正施設・刑事施設等への収容・拘禁等の事実が確認できる書類等の添付を求めるものとする。

(事実の調査)

第7条 市長は、減免申請書を受付けたときは、速やかにその申請書記載事項について、聴取等により記載事項に関する事実の調査及び確認をしなければならない。

2 前項による調査及び確認をしたときは、保険料の減免に関する調書を作成しなければならない。

(減免の決定)

第8条 市長は、前条の調査結果による保険料の減免の可否を速やかに判定し、減免の決定を行わなければならない。

(減免可否の通知)

第9条 市長は、前条の減免可否の判定結果及び減免の決定を受ける者については減免後の保険料等を申請者あてに申請受理後原則1か月以内に通知しなければならない。

(減免消滅の届出)

第10条 保険料の減免を受けた者は、資力の回復等により、減免を受けることが必要でなくなったときは、規則第5条第16号に規定する国民健康保険料減額・免除理由消滅申告書（第14号様式）により、直ちにその旨を市長に届けなければならない。

(所得実績の確認)

第11条 市長は、所得減少を理由とする減免を行った世帯については、原則として当該年度の終了後に、次年度の保険料の賦課資料や確定申告書類等により当該年の所得実績を確認し、減免基準に該当しなかった場合又は減免額の修正が必要となる場合は、減免決定の取消し又は変更を行うものとする。

(減免の取消し)

第12条 市長は、第8条の保険料の減免の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取消し又は変更することができる。

- (1) 資力の回復等減免の理由が消滅した場合
- (2) 虚偽の申請、その他不正の行為によって、当該措置を受けたと認められた場合

(減免申請の取下げ)

第13条 保険料の減免申請をした者が何らかの理由により、その申請を取り下げる場合は、書面をもって市長に届けなければならない。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成10年8月7日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日の申請から適用し、実施する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の国民健康保険料に係る申請から適用し、平成25年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の国民健康保険料に係る申請から適用する。
- 2 「国民健康保険料減免取扱要領」及び「浜松市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領」は、本要綱の施行と同時にこれを廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、改正前の国民健康保険料の減免に関する要綱並びに「国民健康保険料減免取扱要領」及び「浜松市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領」の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の国民健康保険料の減免に関する要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年度分の国民健康保険料に係る申請から適用し、令和5年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

別表

減免事由	減免の対象	減免対象とする保険料	減免期間	減 免 割 合					
1 条例第28条第1項第1号に該当 (災害等)	地震、台風、落雷等の天災や火災のほか、耐震偽装による住居の強度不足や盗難などの人災により資産(生活をする上で欠かすことのできない住宅又は家財)の減少(保険金又は損害賠償金等より補填される金額を除く。)があった者で、被保険者に直接関わる場合については、100分の30以上の資産の減少があった者。その他被保険者以外の者で、生計を一にし、かつ、主たる生計維持者の場合においては、100分の50以上の資産の減少があった者。	所得割額(以下「応能割額」という。) 及び均等割額、平等割額(以下「応益割額」という。)	被災の月から1年間	次の区分による応能割額及び応益割額の減免の割合とする。					
				損失の程度 前年の世帯合計所得金額	住宅又は家財の総価格の 100分の70以上	住宅又は家財の総価格の 100分の50以上 100分の70未満	住宅又は家財の総価格の 100分の30以上 100分の50未満		
				300万円以下	100分の100	100分の80	100分の60		
				300万円を超え500万円以下	100分の80	100分の60	100分の40		
				500万円を超え750万円以下	100分の60	100分の40	100分の20		
				750万円を超え1000万円以下	100分の40	100分の20	100分の10		
				1000万円を超える場合	100分の20	100分の10	100分の5		
				前年の世帯合計所得金額が1000万円以下で、干ばつ、冷害、凍霜害による農作物の不作及び不漁等により減免基準所得金額が、前年の世帯合計所得金額に比して100分の30以上の所得の減少があった者。なお、所得の減少割合を判定する所得には、一時所得、譲渡所得及び退職所得を含めずに算定し比較を行うものとする。					
				応能割額のみ。 ただし、所得の減少によって条例第20条に規定する軽減対象者と同等と認められる者については、応益割額についても減免の対象とする。この場合の判定基準、適用範囲については、生活保護基準とする。	被災の月から1年間	次の区分による応能割額の減免の割合とする。			
				所得の減少割合 前年の世帯合計所得金額	前年の合計所得金額の 100分の70以上	前年の合計所得金額の 100分の50以上 100分の70未満	前年の合計所得金額の 100分の30以上 100分の50未満		
300万円以下	100分の100	100分の80	100分の60						
300万円を超え500万円以下	100分の80	100分の60	100分の40						
500万円を超え750万円以下	100分の60	100分の40	100分の20						
750万円を超え1000万円以下	100分の40	100分の20	100分の10						
次の区分による応能割額及び応益割額の減免の割合とする。(条例第20条に規定する軽減対象者と同等と認められる者)									
減免の判定基準	適用範囲	応能割額の減免割合	応益割額の減免割合						
平均月額実収入額 生活費認定基準額	1.1倍以上1.2倍以下	100分の20	100分の20						
	1.0倍以上1.1倍未満	100分の40	100分の50						
	0.8倍以上1.0倍未満	100分の60	100分の70						
	0.8倍未満	100分の100	100分の70						
応能割額の減免割合については、前表と比較し、高い方の割合とする。									
2 条例第28条第1項第2号に該当 (旧被扶養者)	条例第28条第1項第2号に該当する者。	応能割額及び応益割額。	条例に定める期間	旧被扶養者のみで 構成される世帯	応能割額	100分の100			
					応益割額	100分の50	〔条例第20条による減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者の場合は100分の30〕 ※5割・7割軽減該当世帯は減免対象外		
				旧被扶養者以外の 世帯員を含む世帯	応能割額	(旧被扶養者にかかる) 100分の100			
					均等割額	(旧被扶養者にかかる) 100分の50	〔条例第20条による減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者の場合は100分の30〕 ※5割・7割軽減該当世帯は減免対象外		
		平等割額	減免対象外						
3 条例第28条第1項第3号に該当 (貧困) ・公私の扶助を受ける生活困窮者	当該年の平均月額実収入額が、生活費認定基準額の1.2倍以下で、次に掲げる範囲を超える資産を有しない者。 (1) 保有する現金、預貯金のほか、株・投資信託・国債・地方債等の有価証券、生命保険(解約返戻金相当額)の合計額が1世帯当たり100万円(世帯2人以上の場合は、1人当たり40万円を加算)以下 (2) 自己の居住用の土地・建物 (3) 自己の生活及び事業に用いる車両 (4) 自己の居住用以外の活用できない土地・建物(ただし、活用しても他の収入と合算した当該世帯の平均月額実収入額が生活費認定基準額以下の場合を含む)	応能割額及び応益割額。	申請年度のみ	次の区分による応能割額及び応益割額の減免の割合とする。					
				減免の判定基準	適用範囲	応能割額の減免割合	応益割額の減免割合		
				平均月額実収入額 生活費認定基準額	1.1倍以上1.2倍以下	100分の20	100分の20		
					1.0倍以上1.1倍未満	100分の40	100分の50		
					0.8倍以上1.0倍未満	100分の60	100分の70		
					0.8倍未満	100分の100	100分の70		

<p>4 条例第28条第1項第4号に該当 (その他特別の理由) (1)失業、休廃業、病気、怪我による世帯の収入の著しい減少</p>	<p>前年の世帯合計所得金額が1000万円以下であり、減免基準所得金額が前年の世帯合計所得金額に比して100分の30以上減少し、かつ平均月額実収入額が生活費認定基準額の1.2倍以下で、次に掲げる範囲を超える資産を有しない者。なお、所得の減少割合を判定する所得には、一時所得、譲渡所得及び退職所得を含めずに算定し比較を行うものとする。</p> <p>(1)保有する現金、預貯金のほか、株・投資信託・国債・地方債等の有価証券、生命保険(解約返戻金相当額)の合計額が1世帯当たり300万円以下 (2)自己の居住用の土地・建物 (3)自己の生活及び事業に用いる車両 (4)自己の居住用以外の活用できない土地・建物(ただし、活用しても他の収入と合算した当該世帯の平均月額実収入額が生活費認定基準額以下の場合を含む)</p>	<p>応能割額のみ。 ただし、所得の減少によって条例第20条に規定する軽減対象者と同等と認められる者については、応益割額についても減免の対象とする。この場合の判定基準、適用範囲については、生活保護基準とする。</p>	<p>申請年度のみ</p>	<p>1 条例第28条第1項第1号に該当(災害等)のうち、所得減少が対象のものと同じ減免割合による。</p>																		
<p>(2)借財の返済</p>	<p>借財の返済のため資産を売却しても実質所得を有せず、保険料の納付が困難な者。ただし、資産の減少した分が100分の50以上の場合に減免を適用する。</p>	<p>応能割額のみ。</p>	<p>申請年度のみ</p>	<p>次の区分による応能割額の減免の割合とする。</p> <table border="1" data-bbox="1739 716 2629 982"> <thead> <tr> <th>前年の世帯合計所得金額 \ 減少の程度</th> <th>資産の総価格の100分の70以上</th> <th>資産の総価格の100分の50以上 100分の70未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>100分の100</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え500万円以下</td> <td>100分の80</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下</td> <td>100分の60</td> <td>100分の40</td> </tr> <tr> <td>750万円を超え1000万円以下</td> <td>100分の40</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>1000万円を超える場合</td> <td>100分の20</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table>	前年の世帯合計所得金額 \ 減少の程度	資産の総価格の100分の70以上	資産の総価格の100分の50以上 100分の70未満	300万円以下	100分の100	100分の80	300万円を超え500万円以下	100分の80	100分の60	500万円を超え750万円以下	100分の60	100分の40	750万円を超え1000万円以下	100分の40	100分の20	1000万円を超える場合	100分の20	100分の10
前年の世帯合計所得金額 \ 減少の程度	資産の総価格の100分の70以上	資産の総価格の100分の50以上 100分の70未満																				
300万円以下	100分の100	100分の80																				
300万円を超え500万円以下	100分の80	100分の60																				
500万円を超え750万円以下	100分の60	100分の40																				
750万円を超え1000万円以下	100分の40	100分の20																				
1000万円を超える場合	100分の20	100分の10																				
<p>(3)災害救助法等の適用</p>	<p>災害救助法の適用又はそれに準ずる被害を受けた者。</p>	<p>応能割額及び応益割額。</p>	<p>国通知等に基づき、市長が別に定める。</p>																			
<p>(4)給付制限</p>	<p>国民健康保険法第59条による給付制限を受けた者。</p>	<p>給付制限を受けた被保険者の給付制限該当期間に係る応能割額及び応益割額。</p>	<p>給付制限を受けた被保険者に係る応能割額及び応益割額。ただし、当該世帯に当該被保険者以外の被保険者がいるときは、世帯別平等割額を除く。</p>																			
<p>(5)特別事情</p>	<p>上記以外の特別事情があると認められるもの</p>	<p>上記の類似事由に準じる</p>																				